

議案第121号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1. 財産の内容

区分	所在	所有者	備考
土地	琴浦町大字野田字フケ238番	東伯町	野田集会所用地
土地	琴浦町大字野田字フケ239番	東伯町	野田集会所用地
土地	琴浦町大字野田字辻堂160番	野田村	

2. 相手方

琴浦町大字野田238番地
野田地区集落自治会代表 久米 繁好

3. 理由

上記財産は、以前より野田部落が実際の所有及び管理を行っている土地である。

令和元年9月24日に、野田部落が認可地縁団体（野田地区集落自治会）となり、自治会名義での登記が可能となったことから、自治振興のため無償で譲渡するもの。

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和